



相続遺言終活ニュース

令和5年

【いらぬ物だけを相続放棄することはできるの？】

遺産の中には「これは欲しくないな～。もらっても困るな～」と、どの相続人もが考える物があることもありますよね（山林や遠方にある田畑など）。さて、そんなときいらぬ物だけを相続放棄することはできるのでしょうか？

残念ながら、いらぬ物だけを相続放棄することはできません。「相続放棄」をする場合は、すべての遺産を放棄しなければいけないのです。「もらって嬉しい遺産だけを相続したい！」ということはいけません。

しかし、今回、「相続土地国庫帰属法」という法律ができました（令和5年4月27日施行）。

相続又は遺贈により取得した土地を手放して、国に帰属させることができることになったのです。

「やった～、これで問題解決！」と思ったら、そう簡単な話ではありませんのでご注意ください。

まず、タダで手放すことはできません。引き取ってもらうには10年分の土地管理費相当額の負担金を納付しないとイケないのです。

また、相続又は遺贈で取得した土地であれば、どんな土地でも引き取ってもらえるわけでもありません。

建物が建っている土地、抵当権が付いている土地、境界が明らかでない土地、特定有害物で汚染されている土地などは引き取ってもらえません。要するに問題のある土地は引き取ってもらえないのです。

「そういう問題は無さそうだから申請してみようかな」という場合、引き取ってもらうためのステップは3つです。

①まず法務局に相談、②申請書類の作成、提出、③負担金の納付、です。

①の法務局に相談ですが、土地が所在するところの法務局の本局に事前に予約が必要です。相談の際は、引き取ってほしい土地の資料や写真を持って行ってください。

②の申請書類を提出すると審査があります。審査手数料は土地一筆あたり1万4000円かかります。



【遺言書は貸金庫に預けないで！】

大切な書類を守るために銀行の貸金庫を利用されている方にお伝えしておきたいことがあります。

遺言書を作成した場合、その遺言書は、絶対に貸金庫には預けないでください。

なぜかという、あなたが亡くなった場合、貸金庫を簡単に開けることができないからです。相続が発生すると、貸金庫を開扉・解約するには相続人全員の立会いを求める金融機関が多いです。また、代理人を立てての開扉・解約手続を認めない所も多いです。

したがって、せっかく遺言書を作成したのに貸金庫に入れたためにスムーズに相続手続を進められない、という事態になってしまいます。ですので遺言書は貸金庫には入れないでください。



【リフォームしなくても手すりはレンタル可】

年を取った時に備えて玄関とかに手すりを付けておこうかな」
そう考えてリフォームし、実際にその時になったら手すりが必要な位置や場所が違って無駄になった、なんて話を聞いたことはないでしょうか。
私も最近知ったのですが、レンタルできる介護用品の中に手すりがあるので。玄関の外に柱のように立てられるタイプもありました。考えてみればその時実際にどうなるのか予想するのは難しいですからその時になったらレンタルで、というのもありかもしれませんね。

発行元



〒354-0034

富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102

大曾根行政書士事務所

(行政書士・2級ファイナンシャルプランニング技能士・AFP)

TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710

営業時間9時～17時 土日祝日も営業しています。

初めてのご相談は無料です。駐車場有。

<https://office-osone.com/>

【相続登記について登録免許税が免除されるケースとは？】

令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化になります。

正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと10万円以下の過料が科される可能性があります。

ところで、不動産について登記をする際には登録免許税がかかりますよね。

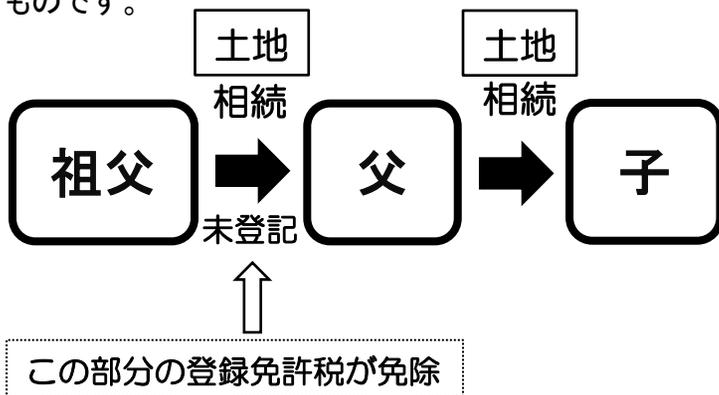
相続による所有権移転登記の税率は、0.4%です。

不動産の評価額に0.4%を掛けます。算出された金額に100円未満の端数が出た場合は、その100円未満の端数を切り捨てた額が、支払うべき登録免許税額になります。

しかし、次のケースに当てはまる場合は、この登録免許税が免除されます。

①相続により土地を取得した人が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記

これはどういう事かと言うと、例えば祖父が死亡し、その土地を相続した父が登記しないまま死亡。そして子はその土地を相続する場合、祖父→父へ、父→子へ、の2回相続登記が必要になりますよね。しかし、祖父→父への1回目の相続登記については登録免許税が免除になる、というものです。



②不動産の価格が100万円以下の土地の相続登記

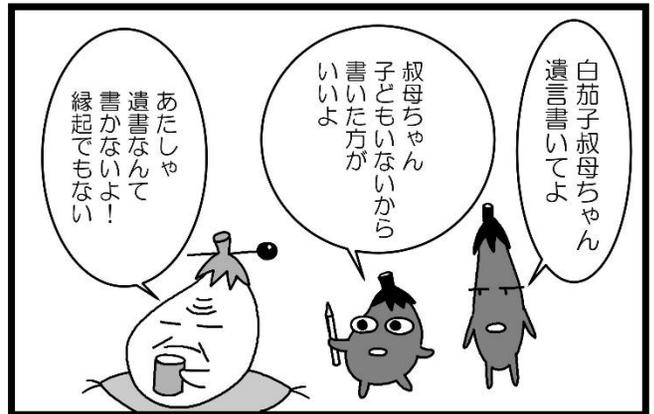
免税期間は令和7年3月31日まで。適用対象は全国の土地です。

【高齢者施設選びサポートします】

老人ホームなどの高齢者施設は種類も色々あって選ぶのが難しいですね。

当事務所は民間介護施設紹介センター(みんかい)と連携して、施設選びのサポートも行っています。施設選びの相談は相談料や紹介料はいただいておりませんので、お気軽にお申し付けください。

白茄子叔母ちゃんの遺言？



【当事務所で相談できることは？】

遺言書の作成、相続手続(相続人の調査・遺産分割協議書の作成など)、任意後見契約、家族信託、死後事務委任契約、老後の生活設計など